

造性そのものに意義を認めただからであり、それはまた既にメガロンにて顯現され、而かもギリシア的に顯現されたが故に、メガロンはエーゲ時代よりギリシア時代に生

き續けることができたのであつた。

註① 拙著「希臘美の性格」一四〇頁以下。

② Hege-Rodenwald, Akropolis.

# 北齊律令刪定考

内 田 吟 風

## 緒 言

- 一 東魏の律令と麟趾格
- 二 麟趾格の改正と後魏律令の襲用
- 三 別條權格及び河清律令の班下
- 四 律の篇目とその刑制及び權令

## 緒 言

東亞諸國諸朝の律令の母法たる隋唐律令が、其實後魏

北齊の其れに依循せるものであることは、既に現在東亞法制史學上の定説となつてゐるところであり、従つて又唐律令に準據して編纂せられたる我國律令の研究をなすに當つても、是等北朝系律令の究明が極めて必要であるといふことも既に多くの人々によつて唱へられてゐるところである。

然るに拘らず、從來これら北朝系律令乃至諸法制に就

いては、北魏の均田三長制度の如き一二の特殊問題に關するもの、外は、餘り研究が加へられて居るとは謂ひ難い状態である。よつて自分は先年北魏北齊北周三朝に於ける法典纂定に關して些か調査考究するところがあつたが、本篇は其一部を抽出したものであり、北齊に於ける法典の刊定施行の問題に關し可及的詳細に之を説述せんとしたものである。尤も本問題に關しては既に東川徳治氏「支那法制史論」、沈家本氏「歷代刑法考」及び程樹徳氏「九朝律考」等の諸書<sup>①</sup>が既に各々の立場に於て之に論及してゐるけれども何れも未だ必ずしも詳確とは斷言し難いので本篇は説述に當り是等前人の貴重な勞作に負ふたところも尠く無く、又それら諸書の記述と重複する點あるも、然れども尙主要なる點に於いて其等諸書を補訂し、且つ、より詳確ならしめんことを期した。

註① 大正四年三月臨時臺灣舊慣調查會發行東川徳治著支那法

制史論（支那法制調査報告）第一篇第二章第四款「南北朝

時代ノ法制」・民國某年刊沈家本撰歷代刑法考「律令三」

（沈寄穆先生遺書甲集）・民國十六年十二月上海商務印書館

發行程樹徳著九朝律考卷十七「北齊律考」。尙此外に民國

二十七年商務印書館發行丘漢平編著歷代刑法志「北齊刑法志」があるが、之は單に北史北齊書中より刑法關係記事を抽出列記したものである。

## 一 東魏の律令と麟趾格

後魏は正始元年、相當廣範圍に亘つて、律令の改修を行つたが、其後は最早律令修正の事を行はなかつた。

従つて東魏の時代に入つても、律令はこの所謂「正始律令」が施行せられて居つたものと考へられる。これは東魏の撫軍府司馬、楊銜之の撰した「洛陽伽藍記」卷第一の

正始の初、詔して律令を刊し永く通式となす。〔常〕景に勅して治書侍御史高僧裕・羽林監王元龜・尙書郎祖瑩・員外散騎侍郎李琰之等と共に其事を撰集せしむ。又太師彭城王勰、青州刺史劉芳にも詔して、入つて其議に預らしむ。景は、科條を討正し、古今を商榷して、甚だ倫序ありき。世に行はる、〔今律二十篇〕は是なり。

とある文面からも充分に裏書せられてゐる。下掲の、東魏の侍中孫騰が、律令以外の嚴制を非とし一切之を廢して律令を遵奉せんことを請ふた上疏中に見ゆる「律令」も、矢張りこの「正始律令」のことを言つたものと考ふべきである。

尤も當時東魏の社會情勢は、後魏季世の法憲弛廢の後をうけ、殊に鄴都東遷による混亂もあつて、單に律令の正條のみを以て國家社會の秩序安寧を保つことを得ず、朝廷に於いては、多く律令以外に嚴酷苛烈なる條令を立て、民を威伏したのである。その有様は、魏書刑罰志に孝昌以後、天下淆亂して法令恒ならず。或は寬、或は猛なり。爾朱氏、權を擅にするに及びては、輕重意を肆にし、官に在る者は多く深酷を以て能となす。

鄴に遷るに至り、京畿群盜頗る起る。有司奏して嚴制を立て、諸々強盜殺人せる者は、首も従も皆斬に處し、妻子同籍の者は、配して樂戸となす。其人を殺さず、及び賊五匹に満たざるものも、首魁は斬、從者は死、妻子も亦樂戸となす。小盜も賊十匹以上に満たば

首魁は死、妻子は驛に配し、從者は流とす。

侍中孫騰<sup>④</sup>上言し「謹で詳論するに、法は畫一をたつとび、理は不二を尙ぶ。喜怒、情によりて輕重を致す可らず。律を案するに、公私の劫盜は、罪、流に止まる。而るに此頃、事を執るものはなはだ違をなし、好んで穿鑿をなし、律令の外、更に餘條を立て、相糺の路を通じ、捉獲の賞を班す。斯れ乃ち「刑書徒らに設けられて、獄訟更に煩、法令滋彰にして、盜賊多し」にして、所謂不嚴にして治し、典故を遵守するものに非ざるなり。……請ふらくは、諸犯盜の人、悉く律令に准じ、以つて恒憲を明かにし、刑殺をして折衷し、本を槩て、末に従ふを得ざらしめん」と。詔して之に従ふ。

とあるに據つて窺知し得られる。

而してこの刑罰志の文面に據れば、此時東魏孝靜帝は騰の意見に従つて犯盜に對し律令外の嚴制を課するを罷め、一に律令の正條に據つて之を處斷することゝしたとあるが、然し時の東魏事實上の支配者たる丞相高歡は寧

る當時の社會の實狀に即應すべく條格の整理を行ひ、所謂前格後詔相予奪するの弊を匡正し以て律令を補正するに足るべき統一ある一個の新法典の刊定を行ふを可とせるもの、如く遂に興和三年十月、麟趾格の新定班下を見るに至つたのである。

蓋し當時は正始初年より既に三十餘年を経て居り、其間、時に當り事に臨んで發下せられたる雜格嚴制は尠からず、其中には永安二年八月に發せられた

諸々公私の債負あるもの、一錢以上巨萬以下、悉く皆禁斷、徵責するを得ず(魏書李莊紀)

といふ社會に深酷なる影響を與へた詔令も存し、殊に國外には西魏との抗爭あり、國內には

遷移(鄴城遷都)草創、百司多く法を奉せず、貨賄公行す(刑辭志)

といふ如き混亂を示してゐた當時として、高歡が單なる律令の復興、雜格餘條の撤廢といふ政策を採らず、逆に律令外に統一ある法典たる新格の制定といふ方針を選んだのは、また時宜を得たものと見るべきであらう。

而して彼は元來早くより斯の如き條格の整理の必要なるを認め其意圖を有してゐたもの、如く、それは未だ鄴に遷らざる太昌元年五月、即ち麟趾格制定より九年前に於いて、彼が孝武帝の詔の名の下に

理、一準あれば則ち民覲覲無く、法、二門を啓けば則ち吏威福を多くす。前主律をなし、後主令をなす。歴世永久なり。實に滋章を用ゆるは、庶品に準的し、萬物を堤防する所以に非ず。執事の官四品以上をして都省に集め、諸條格を取り、一途に議定し、其施用す可からざる者は、當局停記し、新定の格は、舊制と相連る勿れ。務めて約通に在り、冗滯を致すなかれ(魏書出帝紀)

と令したることに於て看取し得られるであらう。蓋し此の太昌元年に於ける條格の整理は、實に東魏麟趾格の先蹤であると共に、是の詔は高歡の條格整理の意圖の那邊に在りしかを物語る好個の史料と謂ふべきであらう。

却説、東魏麟趾格は、丞相高歡の長子文襄王澄が孝靜帝の詔を受けて

侍中封隆之 左丞吏部郎崔暹 散騎常侍溫子昇

國子祭酒邢邵 兼散騎常侍季業與 三公郎中封述

等と共に、鄴都麟趾殿に於て集議し、興和三年冬十月甲

寅十六日刊定公布したもので、その麟趾格なる名稱は

集議の場所たりし麟趾殿（一に麟趾閣と稱す<sup>④</sup>）の殿名に

因めることは言ふ迄もない。又、當時これを別に「麟趾

新制」「麟趾新格」「麟趾閣新制」等と稱したことは、

洛陽伽藍記・北史封述傳、同封隆之傳及び魏書北史竇瑗

傳等の記載<sup>⑤</sup>に據つて明である。

而して此の新格の集議が晚くとも天平年中に開始せら

れ、且つ其條文が主として三公郎中封述の刪定に係るも

のであつたことは、北齊書封述傳に

封述、太昌中、三公郎中に除せられ、平幹を以て稱

せらる。天平中、舊事を増損して、麟趾新格となす。

其名法科條、皆述の刪定なり。

とあるに徴して明である。述は廷尉少卿<sup>⑥</sup>封軌の子であ

り、其一族が多く法律に通じてゐたことは魏書封懿傳に

見えてゐるところである。

この麟趾格刪定の意圖に就いては既に上に言及したが更に其れは次に引用した洛陽伽藍記卷第三の

皇居、鄴に徙るに及び、民訟殷繁、前格後詔、自ら

相予奪し、法吏獄に疑ひ、簿領山をなす。乃ち〔邢〕子

才に勅し、散騎常侍溫子昇と共に、麟趾新制十五篇を

撰せしむ。省府、之を以て疑を決し、州郡は用つて治

本となす。

とある記事によつて一層明白であらう。即ち上述せる太

昌元年の條格整理は、當時の政情の實際より推し恐らく

不完全未完成に了つたものであつたに相違なく、其後の

遷都による混亂は益々前格後詔の相予奪の有様を増大

し、法吏歸する處に迷ふの有様を呈せるを以て、再び之

を整理し統一ある一新法典を制定せんとしたものなるこ

とは明である。

而してこの洛陽伽藍記の記載の末尾に見えたる「省府

州郡」なる文面や、當時丞相府右長史たりし竇瑗が、此

の新格に關して上證せし表中に

臣、平州に在りし日、麟趾新制を班せらるゝを蒙れ

り。即ち朝命により、所部に宣示せしに、士庶忻仰し三章にしくあり。臣聞く、法象巍巍たるは、乃ち大舜の事、政道郁郁たるは、隆周の軌と。……畫一既に歌はれ、萬國歡躍す。(魏書寶瓊傳)

とあり、更に又其後、天保元年八月に至つて發せられた北齊文宣帝の詔に

魏世、麟趾格を議定し、遂に通制となし、官司施用す  
(北齊書文宣紀)

と見えてゐる所によつても知らるゝ通り、麟趾格は東魏法律の中樞として中央地方の別なく遵奉せらるべく官民に公布せられたのである。

たゞ茲に注意せらるべきは、該格はその格なる名の示す通り、律令と並存乃至は補正的に施行せられるものであつて、決して該格の發布によつて従來の律令が全く廢止せられるものでなかつたことである。即ち格なる名稱は、唐六典卷六注に

晉の賈充等律令を撰し、兼ねて當時の制詔の條を刪定し「故事三十卷」となす。律令と並び行はる。梁は

故事を易めて「梁科三十卷」となす。蔡法度の刪定する所なり。陳は梁に依り、後魏は格を以つて科に代へ麟趾殿に於いて刪定す。名づけて麟趾格となす。北齊は魏に因り、格を以つて科に代へ、格は律令と並び行はる。

とある如く、元來晉梁に於いて其律令に入れ難き程度の官府の品式章程を各官府別に纂輯して律令の全く單なる補助とせる「故事」「科」を改名<sup>⑧</sup>せるものであつて、下に述ぶるが如く麟趾格の篇目が「三公曹」の如き官府名を採つてゐたのも、官府別に其執務規程等を纂輯せし「故事」の系統に、該格が屬してゐた結果に外ならぬと考へられるのである。勿論、上述せし麟趾格刪定の意圖班下施用の事情等を考慮せば、本質に於て晉故事、梁科等より遙かに變遷し、多くの點に於いて、事實上従來の律令の地位を奪ひ、其れを制約し、其の代行をなすものであつたことは推察に難くないが、然しさればとて、該格の發布によつて、東魏が従來の律令を名目上に於いても亦實際上に於いても之を全面的に廢罷したものと解する

ことはできない。それは該格班下の際、丞相右長史竇瑗が其三公曹篇第六十六條の「母その父を殺す、子告ぐるを得ず。告ぐる者は死」の一條の不合理を論じ其訂正を上言せる時、其表中に「律を案するに子孫、父母祖父母を告するものは死云々」といひ、之に對する、三公郎封君義の立判にも「惡の甚きものは殺父害君なり。之を律令に著す」云々と稱し、更にこの立判に對する瑗の反駁中にも「典律を案するに未だ母その父を殺し而して子、母を隱すの義を聞かず云々」と論じ、總べて其議論が律令に立脚して論ぜられてゐる事實からも、又武定七年（即ち麟趾格制定八年後）梁州刺史が樊遜なる者を秀才に貢學したところ、其前々年武定五年梁州はすでに一人の秀才を貢してゐたため、尙書は、舊令「下州は三歳一たび秀才を擧ぐ」の一條をとつて遜の貢學を拒下した事例の等からも、充分了解し得られるであらう。（北齊受禪後も猶、長くかゝる状態を繼續し、麟趾格及び後魏舊律令が並用せられたことは下述の通りである。）

麟趾格條文の佚文は、從來、北史竇瑗傳中に記録せら

れてゐる所の齊獻武王丞相府右長史竇瑗の上表文中に引用せられた該格「三公曹第六十六條」

母殺其父、子不得告、告者死

の一個條のみとせられてゐるが、余は魏書竇瑗傳に記載せられてゐる、北史のそれより詳細なる同じ瑗の上表文中に引用せられてゐる該格の

父謀反、大逆、子得告

なる一條<sup>④</sup>及び、北史邢邵傳中に引用せられてゐる

生兩男者、賞羊五口、不然則絹十匹

なる一條<sup>⑤</sup>、計二條を追加すべきものと考へる。

而して其篇目は、竇瑗上表文に見ゆる「三公曹」なる一篇目を知り得るのみであるが、此の三公曹とは後魏北齊と尙書省下の一郎曹名である<sup>⑥</sup>。この三公曹なる一篇目の存すること、麟趾格そのものが、上述の如く官司の品式章程を各官府別に編輯した「晉故事」の系統に屬するものであつたこと、を併せ考ふれば、恐らく麟趾格も亦、條文を夫々關係官府別に編纂したものであり、その篇目は總て夫々該當の官廳名を冠したものであつたに相

違ないと思はれる。但し程氏「北齊律考」が、此の三公曹なる篇目の存せること、其後制定せられたる北齊令が尙書二十八曹を取つて其篇目とせること、を照して

おもふに麟趾格は即ち二十八曹を以つて篇目となせるもの歟

と推論したのは、稍速断の嫌がある。何故ならば、果して該格の篇目が尙書諸曹名のみを以て充たされてゐたか或は別に他の省寺府の名稱を冠せるものをも含んでゐたかは、之を断定するに足り得可き史料が存しないからである。加之、該格の篇数は二十八篇に非ずして、十五篇であつたことは、上掲洛陽伽藍記卷第三の記載に據つて明白であるからである<sup>⑧</sup>。

註① 孫騰、天平元年以後侍中、元象元年尙書令に遷る。此の上言は、天平年間に、麟趾格制定開始以前のことに係ると考へられる。

② 史記杜周傳に見ゆる「周曰三尺安出哉、前主爲是著僞律後主所是疏爲令」を引けるもの。

③ 興和三年冬十月先是詔文襄王與群臣於麟趾閣議定新制甲寅班於天下（魏書孝靜紀）

北齊律令制定考

興和三年八月先是詔群官於麟趾閣議定新制冬十月甲寅班於天下（北史魏本紀）

〔封述〕大昌中除尙書三公郎中以平幹稱天平中增損舊事爲麟趾新格其名法科條皆述制定（北齊書封述傳）。

〔崔暹〕遷左丞吏部郎領定州大中正主議麟趾格（北史崔暹傳）

詔〔待中封〕隆之參議麟趾閣以定新制（北齊書封隆之傳）

〔封隆之〕以參議麟趾閣新制又贈其妻祖氏范陽郡君（北史封隆之傳）

〔兼散騎常侍李業興〕興和初復預議麟趾新制（魏書儒林傳）

暨皇居徙郡民訟殷繁前格後詔自相予奪、法吏疑獄領成山乃救〔邢〕子才與散騎常侍溫子昇撰麟趾新制十五篇省府以之決疑州郡用爲治本（洛陽伽藍記卷第三）

後魏以格代科於麟趾殿制定名爲麟趾格（唐六典卷六注）

後齊武帝時又於麟趾殿刪正刑典謂之麟趾格（隋書經籍志）

④ 麟趾格四卷文襄帝時撰（唐書藝文志）

⑤ 魏書北史帝紀・北史北齊書封隆之傳通鑑は閣に作り、大典・隋書經籍志は殿に作る。

⑥ 註③所掲當該各傳、北史竇瑗傳「上表曰臣伏讀麟趾新制」魏書同傳「上表曰臣在平州之日蒙班麟趾新制」。

⑦ 北齊書述傳廷封尉卿に作る。今、魏書封軌傳に従ふ。

⑧ 隋唐の律令格式の格が、此の晋故事・梁陳科・麟趾格の系統に屬するものであることは、こゝに掲げた唐六典卷六注が猶後に續けて言及してある所である。但し夫等の各々



が自ら多少の差異を有せしことは勿論であるが、今茲にそれを詳述する要はないであらう。たゞ晋故事は、この六典の記事の外、晋書刑法志に「其常事品式章程各還其府爲故事……凡故事三十卷」とあり、隋書經籍志舊事篇に「品式章程者爲故事、各還其官府、搢紳之士撰而錄之遂成篇卷」同刑法篇に「晋初賈充杜預刪而定之、有律有令有故事」等とあり、律にも令にも入れ難い程度官府の品式章程を紳搢の士が手控へ置きしものを其後、律令の全く單なる補助法として纂輯せるものに過ぎないのに反し、麟趾格は本文にも述べし如く實質的には律令の地位を奪ひ、その代行をなす底の法典である。(隋書經籍志が梁科麟趾格を晋故事を收載せし舊事篇中に採録せずして、之を諸朝律令等を採録せし刑法篇に收録したのも、其内容が本質的に舊事篇に入れるには、餘りに律令に近いと認めただからであらう。)隋及唐初の格即ち開皇格武德新格等は、唐書刑法志に「格者百官有司之所常行之事也」とある所や、同劉炫傳、舊唐書刑法志所引の武德七年の詔等に徴し、之は官吏服務規律懲戒法の如き性格のものであつたに反し、太宗が律令格式を以て四種の法典とし、武德以來の勅三千件を刪して七百條を留め、之を格とした以後の格は寧ろ律令を制約しその上を行く法典となつた譯であるが、極めて大體より見て前者は晋故事に近く、後者は麟趾格に近い性質のものであつたと云ひ得ると考へられる。

⑧ 齊獻武王丞相府右長史竇瑗上表曰臣在平州之日蒙班麟趾新制……臣伏讀至三公曹第六十六條母殺其父子不得告者死再三返覆之未得其門何者案律子孫告父母祖父母者死……蓋謂父母祖父母小者攘羊甚者殺害之類恩須相隱律抑不言法理如是足見其直未必指母殺父止子不言也……母殺父不聽子告臣誠下愚輒以爲惑……詔付尚書三公郎對君義立判曰……惡之甚者殺父害君著之律令……瑗復難云……瑗案律未聞母殺其父而有隱母之義……(魏書竇瑗傳)

⑨ 武定七年梁州刺史劉殺鬼以(擬)遜兼錄事參軍仍舉秀才尚書案舊令下州三載一舉秀才爲(武定)五年己亥開封人鄧祖猷計至此年未合兼別駕王聰抗議右丞陽斐不能却(北齊書樊遜傳)

⑩ (齊獻武王丞相府右長史行晋州事竇瑗) 上表曰臣在平州之日蒙班麟趾新制即依朝命宣示所部士庶忻仰有若三章……一盡一既歌萬國歡躍臣伏讀至三公曹第六十六條母殺其父子不得告者死再三返覆之未得其門何者……以臣管見實所不取如在淳風厚俗必欲行之且君父一也父者子之天被殺事重宜附父謀反大逆子得告之條……(魏書竇瑗傳)。即ち瑗は該格三公曹第六十六條母殺云々の一條を削除し、父謀反大逆云々の條に、父を殺せる母を告訴し得る一條を附加すべしと論じたもので、前後の文意より見て、此の「父謀反大逆子得告」の一條文が麟趾格の條文たるは疑ひを容る可き餘地が無い。

⑪ 邢郡傳を檢するに、北齊文宣帝の天保年間、僕射崔暹(天保八年、僕射となり同十年二月卒)が奏して「舊格」に「生兩男者賞羊五口、不然則緝十四」と制せるを廢絶せんとしたのを邢郡が反對したとある。

この舊格とは、天保元年八月甲午の詔に「魏世、議定麟趾格遂爲通制、官司施用、猶未盡善、群官可更論討、新令未成之間、仍以「舊格」從事(北史齊本紀)」とあるところの舊格即ち麟趾格であつて、この一條が麟趾格の條文たるは疑ひを容れないと思ふ。尙、隋書經籍志に「於麟趾殿刪正刑典謂之麟趾格」とあるため、該格を以て單に刑法典とのみ解するものもあるが、此の邢郡傳に引かれし該格の一條文の文面及び本註に引いた天保元年八月甲午の詔に見ゆる新令舊格の語に注意せば、該格が單なる刑のみに非ずして、「令的性質」をも有せしことを知るであらう。

⑫ 程氏は北齊河清令によつて定められた所を記せる隋書百官志の北齊官制に據つて、此三公曹を殿中尙書下の一曹となした。然し河清定令以前なる此の麟趾格刪定の當時三公曹が果して殿中尙書の統下にあつた郎曹なりしや否や疑問である。然しとも角後魏北齊を通じて三公曹が尙書省内の一郎曹として存在したことは、唐六典の記載其他によつて明かなところである。

⑬ 新唐書藝文志に「麟趾格四卷、文襄帝時撰」と見ゆるは、元來十五篇が四卷に分けられて居たものか、或は唐代に於

いては該格が四篇のみ殘佚しめたる爲に如斯掲載せられしものか、或は又、文宣帝の改修を經た麟趾格が四卷に分けられてゐたものか、遽かに斷定し得ない。然し兎に角、該格が制定の最初に於いて十五篇なりしことは、伽藍記の記事によりて全く疑ふ餘地を存しなと思ふ。

## 二 麟趾格の改正と後魏律令

### の襲用

北齊書崔昂傳に據れば、北齊文宣帝(高洋)は、天保元年東魏の禪を受け帝位に登るや、同年直ちに詔して新律令の刪定を開始せしめ、尙書右僕射薛琠、散騎常侍兼太府卿大司農卿崔昂等四十三人に敕して領軍府に於いて集議せしめたのである。(普通この事實は注目せられて居ないものゝ如く、一般には文宣帝は登位後麟趾格等魏制を襲用すること暫時の後、司徒功曹張老なる者の上書によつて始めて律令制定に着手せるものと解されてゐるがそれは誤である。)

而して該傳によれば、此時帝は崔昂に對し、「諸人もし相違納せざれば、卿事によりて啓聞すべし」と勅し、昂

は勅を奉じて勉勵自警、科條を部分し、今古を校正し、増損する所十に七八ありと見えてゐる。

北史崔昂傳に徵せば此勅を受けたのは、實に帝が晉陽の山陵を拜すべく鄴を發せんとした時、即ち此年九月のことであるからこの律令刪定の詔は晚くとも九月には下つてゐたものと見ねばならぬ。同年八月甲午に下されたところの

魏世、麟趾格を議定し、遂に通制となし、官司施用せるも、猶未だ善を盡さず。群臣更に論討すべし。新令未だ成らざるの間は、仍ほ舊格を以つて事に從へ(北史齊本紀)④

といふ詔に見ゆる新令も實にこの刪定を開始した新律令のことを指したものであることは申す迄もあるまい。尙この天保元年開始の新律令編纂に従事した諸人には薛琨、崔昂の外、中書令魏收、殿中尙書邢邵、太學博士李敏、陸豫等の名を見出すことができる⑤。

文宣帝は、かく登位早々新律令の刪定に着手する一方同年八月甲午には前掲の如き詔を發して、新律令の完成

せざる間は、前朝の麟趾格を仍用すべきことを命ずると共に、李渾・邢邵・崔陵・魏收・王昕・李伯倫等の諸臣に命じて、其の未だ精核ならざる所を修正せしめた上、之を施行したのである⑥。通典卷一百六十四刑二に

北齊文宣帝受禪の後、群官に命じて魏朝の麟趾格を刊定せしむ

と見ゆるは、この事を謂へるものであり、又、宋王應麟が玉海卷六十五に

麟趾格李渾邢邵等修撰

と見ゆるところの麟趾格は、この天保元年に修改を加へられた新しき麟趾格を謂つたものに外ならぬ。而して當時、決獄定罪は律文に依ること罕にして、専ら此の修改を加へられたる麟趾格に據るを常とし、一般に之を「變法從事」と稱したことは、隋書刑法志の記するところである⑦。

一方、新律令刪定の事は、天保三年には淮南經略使より入つて殿中尙書領太常卿となつた辛術が新に集議に參與し⑧天保八年には、魏史編纂を完成した魏收が再び、

國子博士刁柔等と共に律令刪定に參議せしめられる<sup>⑥</sup>等  
其事業は進められたのであるが、完成を見ず、其間當事  
者中には薛琬その他の如く死歿するものもあり、やがて  
中絶の状態を呈し、北齊の法律は一に、天保元年修改の  
麟趾格及び天保七年の頃に立てられたる「案劾格」<sup>⑦</sup>の如  
きものを除けば、總て魏朝の舊に依つたのである。通典  
や唐六典に

又齊律を議造し積年成らず、其決獄は猶魏の舊式に  
依る

とあるは此の事を謂へるものであり、又、隋書刑法志に  
見ゆる司徒功曹張老なる者が、上書して

大齊受命以來、律令未だ改ず、創制垂法して人の視  
聽を革むる所以に非ず

といつたのも恐らく此頃の事であつたと思はれる<sup>⑧</sup>。而  
して當時、變法從事として新制麟趾格を以て専ら事を律し  
たことは上述の通りであるが、天保年間の事として北史  
北齊書裴讓之傳が傳へてゐるところの

裴讓之、清河太守に除せられ郡に至る。清河に二豪

吏あり、田轉貴・孫舍與といふ、久しく吏となり、奸  
猾多く侵削するあり、事に困り遂に人を脅して財を取  
る。賊を計り「律」に依るに死に至らず。讓之其亂法を  
以て之を殺す。時に清河王岳、司州牧たり、部從事を  
遣し之を案ず云々  
といふ事例、並びに北齊書彭城王傳が、河清二年正月頃  
の事として傳へてゐる所の

趙郡の李公統、高歸彥の逆に預る。其母崔氏は即ち  
御史中丞崔昂の從父子にして、兼右僕射魏收の内妹也  
令に依るに、「年六十を出づればみな入官を免す」<sup>⑨</sup>。崔  
年を増して陳訴す、所司、昂收の故を以て、崔遂に免  
るをえたり。彭城王その事を摘發し、昂等罪を以つて  
除名せらる。

なる事件等を見れば、北齊が長く襲用してゐた後魏の法  
令といふものが決して麟趾格ばかりであつたのではなく  
後魏の律・令をも含んでゐたことを充分に窺知し得るで  
あらう。

註① 北齊書文宣紀所載の詔は、此の新令云々の一節を省略す

尙、丘漢平氏歷代刑法志は、この天保元年の律令刪定に關する崔昂傳の記事を武定六年としてゐるが、是は誤である。

- ② 北史北齊書李鉉傳、天保初詔鉉與殿中尙書刑部中書令魏收等參議禮律。北齊書文苑傳、天保中（陸豫）參議禮令。因みに魏收は天保元年中書令に除せられ、二年魏史の編纂を命ぜられ四年魏尹に遷つたものであるから、收が新律令刪定に携はつたのは天保元年であつたと考へられる。

- ③ 「太子少保李渾」 刪定麟趾格（北齊書李渾傳）

- 文宣以魏麟趾格未繕詔渾與邢郡崔懷魏收王昕伯倫等脩撰嘗謂魏收曰彫蟲小技我不如卿國典朝章卿不如我（北史李渾傳）
- ④ 及文宣天保元年始命群官刊定魏朝麟趾格是時軍國多事刑政不一決獄定罪率依律文相承謂之變法從事（隋書刑法志）
- ⑤ 北史北齊書辛術傳（術獲傳國璽送郟）尋徵爲殿中尙書領太常卿仍與朝賢議定律令選吏部尙書。帝紀に徵するに事皆天保三年夏四月の事に係る。

- ⑥ 北齊書魏收傳、八年夏除太子少傅監國史復參議律令。（北史、參脩律令に作る。）同刁柔傳・參議律令。尙、程氏北齊律考に封子繪（程氏封繪に誤）が此天保時律令刪定事業に參預せる如く記載せるは誤。

- ⑦ 文獻通考、按劾格に作る。負罪不得告人、即ち罪を負へるものは、他人の罪を告訴し得ざる格（隋書刑法志）

- ⑧ 張老の上書が何時であつたかは明記せられてゐないが、

同刑法志の文面及び、上述せし天保元年文宣登位早々に於ける麟趾格の改修、新律令刪定開始の事情等を綜合すればこの張老の上書が文宣受禪早々になされたものでなく、寧ろそれより相當の後、律令刪定事業の中絶せし頃に行はれたものと解するのが妥當であらう。

- ⑨ 「年六十例免入官」。尙、北史崔昂傳は、律文「婦人年六十以上免配官」を引いてゐる。律・令共に相照會すべき條文が存したものと解される。この事件は、魏收傳にも本紀にも見えてゐる。本紀によれば、收がこの事件の爲除名されたのは河清二年正月己卯、歸彥の反は元年即ち北齊河清律班下以前の事であり、この律・令が何れも後魏のそれを襲用してゐたものであることは疑ひないのである。從つて程氏北齊律考が、この崔昂傳に引かれし律條を以て北齊（河清）律としてゐるのは誤である。たゞ是より先皇建元年八月に其官奴婢年六十已上免爲庶人との詔ありて（紀）、この崔氏の利用せし條文は之の詔であつたとも一應考へられるが、然し彭城王傳、崔昂傳の引ける條文は律・令と明記せられてゐる。恐らく皇建元年のこの詔は即位に際し舊律令を特に勵行して奴婢等に恩惠を與へたものと解すべきではないかと考へられる。

### 三 別條權格及び河清律令の班下

叙上の如く文宣帝の律令刪定事業は中絶の状態を呈し

長く後魏の法令の襲用を續けて來たが、武成帝即位するに及び法典の制定に意を注ぎ、河清元年、冀州刺史平秦王高歸彥謀反し、是に對する定罪に律に正條無かりしため、茲に「別條權格」を制定し、律と並用せしめた。

且つ頻に新律令の完成を命じ、趙郡王叔總裁の下に侍中王松年・大理卿封述・都官尙書封子繪等の手によつて進められ、程氏北齊律考に、本律令參議の諸人として尙、錄尙書趙彥深・僕射魏收・尙書陽休之・國子祭酒馬敬徳及び崔儼・熊安生・裴漢・郭彥・高賓の名を擧げてゐるは誤、武成帝亦屢々之に督催を加へたるを以つて、

河清三年ついに令四十卷、律十二篇の完成を見、同年三月辛酉三日、天下に班下した。而して隋書刑法志には本令は大抵魏晉の「故事」を採れるものであると記されてゐるが、之れ實に本令の篇目が歷代の通制と全く異り北魏以來行政機關の中樞たりし尙書諸曹の名を以て冠せられたる所以であると考へられる。北齊令の篇目が尙書二十八曹の名を冠せるものであつたことは、唐六典卷六

注に

北齊は趙郡王叔等をして令五十卷を撰せしむなほ書二十八曹を取つて其篇名となす。

とある所によりて明であり、而して隋書百官志の外、尙唐六典、通典並びに文獻通考等を參照して稽ふるに、此の河清三年令によりて定められたる北齊の尙書諸曹は吏部尙書統下の吏部・考功・主爵の三曹、殿中尙書統下の殿中・儀曹・三公・駕部の四曹、祠部尙書統下の祠部・主客・虞曹・屯田・起部の五曹、五兵尙書統下の左中兵・右中兵・左外兵・右外兵・都兵の五曹、都官尙書統下の都官・二千石・比部・水部・膳部の五曹、度支尙書統下の度支・倉部・左民・右民・金部・庫部の六曹の計二十八曹であつて、北齊河清令の篇名は是れであつたわけである。

北齊河清令の條文は、隋書百官志・食貨志・同禮儀志及び唐六典・通典等に相當多數、官制・財政・禮制關係の條文が引用せられて佚存し、程氏「北齊律考」、仁井田

博士「唐令拾遺」<sup>⑦</sup>また多くこれを輯蒐して居り、其一斑を知ることが出来るのである。今茲にはこの兩書に収録せられてゐないところの軍民の田獵教練に關する。

十二月月別三圖<sup>⑧</sup>

なる該令の一條文を掲載するに止めるが、上掲隋書各志等に引用せられたる該令中、三長制均田制等を規定したものの上について見ても、北魏令のそれに比し、大いに改正を加へたものであつたことは否み得ない<sup>⑨</sup>。

(尙、武平元年、詔を以つて淮陽王和士開・録尙書趙彥琛・僕射魏收・吏部尙書陽休之・國子祭酒馬敬德・殿中侍御史崔儼及び儒者能安生・權會等をして五禮を議定するに當り、兼ねて河清律令の修正を行はしめたことは北史北齊書魏收傳、北史隋書崔儼傳等の記載<sup>⑩</sup>によつて明であるが、是時の修正が殆ど特筆すべき程度のものでなかつたことは、本紀其他にも是に關し何等記する處なく又隋書刑法志、六典等も總て之を無視し觸るゝ所がないのに徴しても充分推察し得やう。)

註① 隋書刑法志參照。尙、同刑法志が此の別條權格の事を河

清律令の記載の後段に記してゐる爲、普通この立格を河清律令制定後の事と考へられてゐる様であるが、高歸彦の反及び伏誅は河清元年の事に係り、其立格が律令制定前に在つたことは明かである。尙この別條權格の内容等は全く不明であるが、王峻傳に見ゆる「河清四年坐違格私度禁物並盜截軍糧有司依格處斯家口配沒」とある事件は該格の適用を謂へるものかと思はれる。

② 「太子太傅趙郡王劼」議律令(北齊書趙郡王傳)。(兼侍中王松年)參定律令(同上王松年傳)・河清三年勅……議定律令(同上封述傳)。(高歸彦反平)徵還勅與群官議定律令(同上封子繪傳)

③ 趙彥琛以下馬敬德等が録尙書、國子祭酒等の官に在つたのは天統五年武平元年の交であつて、彼等及び崔・熊等は此の武平元年五禮及び律令の修正に當つたのである。又、裴漢以下の三人は周人であつて、北周武成年間、北周の格令議定に參預したのである。

④ 令の卷致に關しては、所傳區々である。即ち隋書刑法志は「上新令四十卷大抵採魏晉故事」と、之を四十卷とし(通鑑・通志刑法略亦四十卷となす)、唐六典は「令趙郡王劼等撰令五十卷」、隋書經籍亦「北齊令五十卷」と共に五十卷とし、通典(刑二)は「上新令三十卷」と三十卷とし(文獻通考亦三十卷に作る)、舊唐書經籍志・新唐書藝文志は共に八卷に作る。今假に、唐代所撰の二書六典・隋書經籍

志の記載の合致する五十巻を採る。

⑤ 隋書刑法志「河清三年尙書令趙郡王劼等奏上齊律十二篇」と見え唐六典・通典皆同様の記事を存する。而して隋書經籍志に「北齊律十二卷目」とあるに徴せば、律本文十二篇の外に目錄一卷を存せしものと考へらる。(尙舊唐書經籍志上に「北齊律二十卷趙郡王劼撰」、新唐書藝文志二に「趙郡王劼北齊律二十卷」と、之を二十巻とせるは、唐代之を二十巻に分巻したものであらう。)

⑥ 故事に就いては、東魏麟趾格を述ぶるに當つて觸れた。詳しくは、隋書經籍志舊事篇、同書刑法志梁制、晋書刑法志につきて見るべきであらう。

⑦ 隋書百官志には、「左戸」・「右戸」とあるが、是は文獻

⑧ 通考卷十一歷代郎官の條に、「北齊有二十八曹、吏部考功……左民右民金部庫部」とあり、又、唐六典注に「後魏爲左戸曹郎・北齊有左民郎曹」とある等に徴し隋志が唐諱を避けて民を戸と改めたもので、北齊令本來は左民・右民であつたと思はれる。

⑨ 程氏北齊律考(前出)。仁井田陞博士著「唐令拾遺」(昭和八年刊)。

⑩ 北齊書唐龜傳。天統初除侍中并州大中正又拜護軍餘如故龜以軍民教習田獵依令十二月別三圍以爲人馬疲弊奏請每

月南圍世祖從之。

⑪ 例へば三長制に就いて見るに、北齊書元孝友傳によれば

後魏令は「百家爲党族、二十家爲閭・五家爲比隣」で百家の中に帥二十五人あつてその比率大にして皆徵發を免れ所謂羊少狼多で其弊久しかつたので、元孝友は之を改正すべしとの意見を有してゐたのであるが、北齊河清令では「十家爲比隣・五十家爲閭里・百家爲族党」(隋書食貨志所引)とあつて、一党内には党族一人副一人閭正二人、鄰長十人計十四人となり、帥の數は半減せられてゐるのである。

⑫ 天統五年十二月魏收尙書右僕射總議監五禮事位特進、收奏請趙彥深和士開徐之才共監、先以告和士開……曰天下事皆由王、五禮非王不決……多收文士令執筆、儒者馬敬德能安生權會實主之(北史北齊書魏收傳)とあり、この修正事業が天統五年末より武平元年初に行はれたことが解かる。封述傳に河清三年のこととして、勅與錄尙書趙彥深僕射魏收尙書陽休之國子祭酒馬敬德等議定律令(封述傳)とあるのも此天統五年の事を誤つたものであることは、從事諸人の官職關係より明かである。即ち陽休之は武平元年初めて吏部尙書に除せられ、馬敬德亦武平初はじめて國子祭酒に超拜せられたること、各傳に見ゆ。同じく崔・熊の參議律令も天統五年の事たりしは(殿中侍御史崔儻)與熊安生馬敬德等議五禮兼修律令(北史隋書崔儻傳)によりて明である。

#### 四 律の篇目とその刑制及び權令



北齊律は、

名例 禁衛 婚戶<sup>①</sup>與擅<sup>②</sup>違制 詐僞<sup>③</sup>鬪訟 賊盜<sup>④</sup>

捕斷 毀損 廐牧 雜

の十二篇・九百四十九條より成り<sup>⑤</sup>、晋・梁及後魏律等の二十篇<sup>⑥</sup>なるに比し、八篇を減じ、科條亦簡にして要を得たるものであつた。これ隋が、本來は周の禪を受けたるに拘はらず、開皇律を制定するに當り、周律二十五篇の煩細を採らず、本河清律に依循して十二篇律とし、唐宋律亦改むる所なかつた所以であつたと思はる。且つ其各篇目については、「唐律疏義」に

疏議曰……魏文侯師於李悝・集諸國刑典・造法經六篇・一盜法・二賊法・三囚法・四捕法・五雜法・六具法・商鞅傳授・改法爲律・漢相蕭何・更加惛所造戶與廐三篇・謂九章之律・魏因漢律・爲一十八篇・改漢具律・爲刑名第一・晋命賈充等・增損漢魏律・爲二十篇・於魏刑名律中・分爲法例律・宋齊梁及後魏・因不改・爰至北齊・併刑名法例・爲名例・後周復爲刑名・隋因北齊・更爲名例・唐因於隋・相承不改（唐律疏議卷第一）  
疏議曰・衛禁律者・秦漢及魏未有此篇・晋大宰賈充等・酌漢魏之律・隨事增損・創制此篇・名爲宮衛律・自宋洎于後周・此名並無所改・至於北齊・將關禁附之・更名禁衛律・隋開皇改爲

衛禁律・衛者・言警衛之法・禁者以闕禁爲名……（同上卷第七）  
疏議曰戶婚律・漢相蕭何承秦六篇律・後加廐與戶三篇・爲九章之律・迄至後周・皆名戶律・北齊以婚事附之・名爲婚戶律・隋開皇以戶在婚前改爲戶婚律……（同上卷第十二）

疏議曰擅與律者・漢相蕭何創爲與律・魏以擅事附之・名爲擅與律・晋復去擅爲與・又至高齊改爲與擅律・隋開皇改爲擅與律・雖題目增損・隋時沿革・原其旨趣・意義不殊・大事在於軍政・設法須爲重防……（同上卷第十六）

疏議曰職制律者・起自於晉・名爲違制律・爰至高齊此名不改・隋開皇改爲職制律・言職司法制備在此篇……（同上卷第九）

疏議曰・詐僞律者・魏分賊律爲之・歷代相因・迄今不改……（同上卷第二十五）

疏議曰・鬪訟律者・首論鬪毆之科・次言告訟之事・從秦漢至晉・未有此篇・至後魏太和年・分繫訊律爲鬪律・至北齊・以訟事附之・名爲鬪訟律後周爲鬪競律・隋開皇依齊鬪訟名・至今不改……（同上卷第二十一）

疏議曰・賊盜律……自秦漢逮至後魏・皆名賊律盜律・北齊合爲賊盜律後周有爲劫盜律・後有賊叛律・隋開皇合爲賊盜律・至今不改……（同上第十七）

疏議曰・捕亡律者・魏文侯時李悝制法經六篇・捕法第四・至後魏・名捕亡律・北齊名捕斷律……然此篇以上・實定刑名・若有逃亡・恐其滋蔓・故須捕繫以寬疏網……（同上卷二十八）

疏議曰・斷獄律之名・起自於魏・魏分李悝囚法・而出此篇・

至北齊・與捕律相合・更名捕斷律・至後周・復爲斷獄律……此篇錯綜一部條流・以爲決斷之法……(同上卷二十九)

疏議曰・鹿庫律者・漢制九章・創加鹿律……晉以牧事合之名爲鹿牧律……後魏太和中・名牧產律・至正始年・復名鹿牧律・歷北齊・後周・更無改作・隋開皇以軍事附之・更名鹿庫律・鹿者鳩聚也・馬牛之所聚・庫者舍也・兵甲財帛之所藏……(唐律疏議卷第十五)

疏議曰・李惶首制法經・而有雜法之目・遷相祖習・多歷年所・然至後周・更名雜犯罪律・隋又去犯・還爲雜律・諸篇罪名・各有條例・此篇拾遺捕闕・錯綜成文・班雜不同……(同上卷第二十六)

と記載せられて居る所により、其篇名の由來並びに其内容を窺知し得ると同時に、名例・禁衛・婚戶・賊盜・鬪訟・捕斷等の篇名が何れも北齊律の創始に係り、隋唐律に於けるそれら各當該篇名の藍本となつたものであることがわかる。尙、毀損律は、晉書刑法志に

賊律有賊伐樹木、殺傷人畜產、及諸亡印、金布律有毀傷亡失縣官財物、故分爲毀亡律

と見ゆる所の漢の賊律・金布律を分合して成立せる曹魏律、(並びに晉梁律にも存せる)の毀亡律を變名したものであることは申す迄もない。

北齊河清律の條文は、現在としては全く佚存するもの無しと謂はざるを得ないが、(程氏北齊律考は、北史崔昂傳に見ゆる「婦人年六十以上免配官」なる一條を以て、北齊律の佚文なりとしてゐるけれども、是れが後魏律の條文であつて、北齊律のそれで無いことは、既述した通である)、該律の規定せる刑制一般は隋書刑法志が之を傳へてゐる。即ち同刑法志によれば、該律は、刑名を「死・流・刑罪・鞭・杖」の五となし、更に死刑を「轆<sup>㊦</sup>・梟首<sup>㊧</sup>・斬<sup>㊨</sup>・絞<sup>㊩</sup>」の四等に分ち、轆・梟首は屍を市に陳すること三日、市無き所に於いては鄉亭の顯處に陳する事と規定した。即ち後魏延興以來の三等の死刑、梟首・斬・絞に再び轆刑を加へ之を後魏神廟律同様、律上に明記したのであるが、腰斬は之を復しなかつたわけである。

流刑は、すべて死刑に相當するも情狀酌量すべき者に科し、鞭及び笞各一百を加へ、之を髡<sup>㊪</sup>して邊境に投じ兵卒となしたもので、北魏高宗以來の怨死徙邊の制<sup>㊫</sup>を律の上に明文化したものに係るが、未だ道里の等差を定

めなかつた。而して遠配に合しないものは、男子は長徒とし、女子は春に配し、何れも刑期を六年と定めた。

刑罪は即ち耐罪即ち徒刑であつて、是又五歳・四歳・三歳・二歳・一歳と年期に五等の差を設け、何れも鞭一百を加ふるの外、五歳刑の者には別に笞八十、四歳刑の者には笞六十、三歳刑のものには笞四十、二歳刑の者には笞二十を加へ、何れも鎖<sup>⑥</sup>を加へて、左校<sup>⑥</sup>に送致して之を使役した。尙、徒刑者は配流者と異り髡せられることなく、たゞ脱走の惧あるものには錮<sup>⑥</sup>を施した。女子は春及び掖庭の織に配した<sup>⑥</sup>。即ち男子は之を太府寺下の左校署に送致して土木建築等に役使し、女子は長秋寺下の掖庭署に送りて糯米織染の事に従事せしめたのである。(蓋し後魏律は漢魏律より錮髡の制を除きたるに、今北齊律之を復したのである)。

鞭刑には一百・八十・六十・五十・四十の五等あり、杖刑亦、三十・二十・十の三等の差を設けた。

而して死・流二等・刑罪五等・鞭刑五等・杖刑三等計十五等に於いて、審判の結果、重加すべきものには其一

等を加へ、輕減すべきものは其一等を下し得ることゝ定めると同時に、又此十五等の刑罰に對し夫々の贖罪の制を設けた。

即ち贖罪は後魏以來の金を以てするを改めて、中絹を以てすることゝし、死は一百匹、流は九十二匹、五歳刑は七十八匹、四歳刑は六十四匹、三歳刑は五十四匹、二歳刑は三十六匹とした。これらには附加刑たる鞭笞をも併せ贖せしむるもので、鞭及び杖は十毎に絹一匹を贖するものとしたから、贖百は即ち絹十匹であつたわけである。而して一歳刑は最初より鞭なく笞のみであつたから二十匹を出して贖せしむることゝした。

又、流内官・比視<sup>⑥</sup>・爵秩老小、闕癡<sup>⑥</sup>並びに過失の屬に對しては贖減の法を立て、笞十以上死に至るまで十五等の差ありて刑を降減した。

而して罰絹一匹、杖十以上の罪を犯せるものは皆之を罪人と稱し、盜及び殺人して逃亡した者は名を懸けて籍に注記し、其一房を抽出して驛に配し驛戸となした。たゞ宗室は盜を注記せず、又奚官<sup>⑥</sup>に入れず、即ち長秋寺

下の奚官署に配することなく、害刑を加へざることゝした。蓋し奚官に配さるゝ者は、左校・掖庭に配さるゝものと異り、罪人の連累者なりしか。

又該律は枷鎖鞭杖等の刑罰執行の細目を定めた。即ち流罪以下を犯して贖に合する者、婦人にして徒刑以下を犯せるもの、並びに侏儒・篤疾・癡殘にして死罪を犯せるに非ざる者等は皆之を頰繫あごづなすとあれば、之等には枷鎖を加へずして拘留したのである。徒刑の者は前にも述べた如く鎖を加へ、鎖なき時は枷を以てした。流罪以上は桎械しがいを加へ、死罪の者は之を桁へらした。之、後魏永平元年に諸年刑以上を犯せるものには枷鎖、流徒以上には増すに桎械を以てしたものに循據したものであらう。

流刑を決罰するに際し鞭笞各一百を加ふることは既に述べたが、齊律はその執行に關し細則を設け、鞭は背を鞭し五十にして一度執鞭人を替へ、鞭鞘は皆熟皮の糜稜みりを削去したるものを用ひ、鞭瘡を長さ一尺とし、笞は脛すねを笞ち、中途に人をかへず、又杖は長さ三尺五寸、大頭の徑を二分半、小頭の徑を一分半となした。但し決三十

以下の杖は長さ四尺、大頭の徑を三分小頭の徑を二分となした。

又特に重罪を反逆・大逆・叛・降・惡逆・不道・不敬・不孝・不義・内亂の十條と定め、此の一を犯せる者は八議はつぎ及び論贖の限にあらざとしたが、これ後魏律が大逆・不道・謀反・干紀・外奔等特別の大罪を規定せる精神を更に整理分合して十條としたものに係り、而して又之が隋唐律の「十惡」の先縱なることは申す迄もない。

尙、これは刑罰に關係せる令制であつたと思はるゝが河清律令には在官者にして鞭杖刑を受けたるものに對しその鞭杖數に應じて負殿を考課することを創制し、即ち鞭杖十を以つて一負とし、閑局いんきよ即ち閑散の官司に於いては六負を以て一殿いんとし、平局にては八負を以つて一殿とし繁局にては十負を以つて一殿となした。又、赦を行ふ日は、武庫令ぶこが金鷄及び鼓を閭闔門外の右に設け、囚徒を闕前に勅集し、撻鼓千聲にして枷鎖を釋くことゝした。

尙、隋書刑法志、通典刑制篇及雜案篇には、武成帝は

河清律令に載入せられない法文を編して「權令二卷」となし、先に發布した上述の「別條權格」と共に律令と並び行はしめ仕門の子弟に勅して常に是等の法典を講習せしめ、是が爲、齊人は多く法律に曉通したと見えてゐる。

權令に關しては、尙、唐六典に「又權令二卷を撰し、兩令並び行ふ」とあり、又隋書經籍志に「北齊權令二卷」とあるのみで、其内容は、別條權格同様、全く之を窺知するを得ないが、隋志及び通典に、此の權令、權格を以て律令と並用したることは其後北齊の法官をして辨文出沒、肆意或は輕議に依り、或は重法に附することを得しむる結果を來たし、綱紀紊亂、つひに北齊の滅亡に至つたとあるに徴せば、該格令と、律令の正條との間には其定罪等の上に於いて相當の軒輊輕重の差を有せしものであつたことは推察に難くない。或はかの武平五年、朔州行臺南安王思好が反して敗死したるに、其尸及び其妻李氏を焚き、同六年祓賊鄧子儁を都市に於いて烹殺した等のことに見ゆる<sup>⑧</sup>所の北齊律規定の四等の死刑（輶・梟首陳屍・斬・絞）外の、特殊の慘刑や、又同じく宮刑の如

き律の刑名に見えない刑罰が、律令發布後に於いても依然行はれて居つた<sup>⑨</sup>のは、恐らく是等別條權格或は權令の定むる所に據つたのではなかつたかと思はれる。（了）

註① 六典注及び通典は戸婚となすも、隋志及唐律疏議によりて婚戸とすべきである。

② 隋志・六典注及び通典、皆擅輿に作る。今、疏議に従ふ。

③ 通典、僞を欺に作る。誤りと思はる。

④ 六典注、盜賊に作る、誤。

⑤ 隋書刑法志・唐六典卷六注・通典刑二參照。

⑥ 晉・梁律の二十篇なるは晉書隋書刑法志・六典其他に明記せらるゝ所であるが、後魏律の二十篇なるは明記するものが無い。然し隋書經籍志に「後魏律二十卷」とあること（該志は十二篇の北齊律を北齊律十二卷と記し、二十五篇の北周律を周律二十五卷と記す、洛陽伽藍記に「今律二十篇」とあることに依り、後魏律も亦二十篇なりしことは殆ど疑ふ餘地がない。

⑦ 第三節註④參照。

⑧ 輶は「説文」に、「人を車裂する也」とあり、又釋名に「車裂を輶といふ。輶は散なり。支體分散するなり」と見ゆる如く車裂刑にして古く周禮に見え、又春秋戰國時代にも行はれし刑なることは、桓公十八年齊人が高渠彌を輶し、

宣王十一年楚子、陳の叛臣夏徵舒を轅し、又秦の惠王が商鞅を車裂し、始皇帝が長信侯毒等二十人を車裂した事實によりて知らる（左傳・史記始皇本紀・同商君傳）。漢以後は殆ど之を見ざりしも、五胡亂時代に入りては前燕・前秦・南燕諸國に於いて復た之を行つた事實を見出すのである。（前秦錄等參照）而して後魏は謀反・害親等の特殊の大罪に施したが、轅を律の明文に載せたるは實に後魏神䴥律に始まる（魏書刑罰志）。

⑨ 梟首の刑は既に秦始皇が長信侯毒等の黨を梟首車裂したる外漢令にも三族の罪に當る者は管殺して其首を梟すとあり、晋亦之を律に明定した。即ち六典に晋大辟之刑有三一曰梟とあり、又晋書刑法志に引かれた秦始律に對する明法掾張斐の表注に、死刑不過三、梟首者惡之長、斬刑者罪之大云々とあるものであり、梁律亦大罪は梟首せること隋志に見える。而して後魏も太和五年以後、死刑の最高のものとして梟首を定めたことは刑罰志に見ゆる。

⑩ 斬は隋志に、北齊律の斬を説明して身首を殊（絶）つものとあり、後魏律の殊死即ち斷首に當る。

⑪ 晋律は弃市をなすに斬首を以てせず絞頸を以てしたるにより、絞頸は正式の刑罪となつたが未だ律上に絞刑なる文字を出さず、當時は唯弃市の刑を行ふに斬斷をやめて絞殺の法を以てせるのみであつた。絞なる刑の名が正式に律上に明載せられたのは北魏神䴥律以後であつて、北齊律は實

に之に違つたのである。

⑫ 漢刑法志に「當黥者髡鉗爲城旦舂」とあり、又漢舊儀に「男髡鉗爲城旦」とあるもので、髡は頭髮を剃去する義とされてゐるが、北齊に於いては、天保五年三月太保賀拔仁が違誤の罪に坐せる時「拔其髮免爲庶人使負炭輸晋陽宮」（紀）とあるに徴すれば、或は頭髮を抜去したのではないかと思はれる。

⑬ 後魏世祖眞君中、遊雅は、この想死徒邊の事を行ふべく上疏したが、遂に行はれなかつた。然しその後和平末年源賀の上奏により大逆及び人を手殺せしものに非ざる賊盜、過誤によりて死に當たれるものゝ生命を原して邊境に徙し守備に當らしめて以來、想死徒邊は後魏一代の通制となつた。

⑭ 鎖を以て囚人を加ふるは、漢以後の通制にて、特に其大鎖を鎖鑿（琅當）と稱せることは、漢書王莽傳、同師古注等に見える。而して年刑以上の者に枷鎖を加ふるは後魏既に定めたる處にして刑罰志に諸犯年刑以上枷鎖、流徒以上増以桎械とある。唐亦鎖の制ありて其長さを八尺以上一丈二尺以下と定めたることは、令集解逸文所引唐開元令及唐六典に見ゆ。

⑮ 漢代、將作大匠の屬に左校署あり令丞を置く（漢書百官公卿表、應劭漢官儀）後漢亦將作大匠の一署にして左校令あつて徒を掌つたが（後漢書百官志）晋は少府寺に之を領

せしめた。北齊は太府寺の一署とし令丞を置き宗廟路寢宮室陵園等の土木を掌らしめた(隋志)。

①⑥ 鉗は説文に鉗鐵有所劫東也鉄脛鉗也とあり、漢書陳咸傳に私脫鉗鉄(師古曰鉗在頸、鉄其足、皆以鐵爲之)とあるものにして鐵製のクビカセである。太平御覽所引の晋律には、鉗、重二斤、翅長一尺五寸、と見ゆ。北齊朝士にして罪を獲て兇鉗甲坊に配せられし例史に散見す。(王昕傳等)

①⑦ 漢書刑法志の「當縣者兇鉗爲城且春」漢書儀に見ゆる「女爲春、皆爲五歲」に當る。漢時、はじめ永巷と稱せるものを改めて掖庭としたるもので、織成染練の事を主る官署にして、又暴室とも稱せられた。北齊にては長秋寺下に屬せり(隋書百官志)。尙、沈家本氏は「按魏晉以降未見春、惟北齊有之」となすが、後魏神鑿律は既に「當者燒炭於山貧者役於園澗、女子入春藥」と規定して居り、北齊律は之に仍遵したものと解される。

①⑧ 北齊、一品從一品以下、九品從九品に至る十八等の官を以つて流内官とし、流外勳品以下九品に至るを流外官となす(隋志)。比視は流内官に比視せらるゝものゝ意。隋志によれば北齊流内比視官十三等あり。第一領民酋長視從第三品以下諸州部郡從事等視從第九品に至る。

①⑨ 鄧玄曰闔者精氣閉藏者癡不慧也。

②⑩ 北齊長秋寺下に奚官署を設け令丞を置き、牧馬等の事を掌る(隋志)。蓋し奚官に入れずとは驛戸に配さずと同義で

あらう。北齊崔季舒の妻女子媵奚官に配された實例あり。漢書に爵五大夫吏六百石以上及官皇帝而知名者有罪當盜械者皆頌繫とあり、如淳注に「頌者容也、言見寬容但處曹吏舍之不入羸牢也」と見ゆ。即ち官署に留置し桎械等を加へざるを云ふ。

②⑪ 枷は元來禾を撃つ連枷拂のことであるが(説文)、晋以後は囚人を束縛する刑具の稱となつた。後魏に於いても、「太和五年時法官及州郡縣不能以情折獄乃爲重枷、永平元年詔尙書檢校枷杖大小違制之内」(刑爵志)等とあつて、枷を刑具として用ひたことがわかる。隋唐亦これを用ひ、凡死罪枷而桎、婦人及徒流枷而不桎(六典)。禁囚死罪枷桎、婦人及流以下去桎(疏議所引獄官令)等とある。而して六典には「枷長五尺以上六尺以下頰長二尺五寸以上六寸以下共闊一尺四寸以上六寸以下徑頭三寸以上四寸以下」とある。而して魏書刑爵志に永平元年大枷を焚きしこと見え、又同宋礪傳にも大枷を焚かんとせしこと見え、又宋史田錫傳に未聞以鐵爲枷者也とあり、又唐令にはこれを盤枷といひ和名抄に日本紀私記云久比加之とあり、又釋に盤枷樛三木以嬰頭者とあり、要するに枷は木製のクビカセであつたことがわかる。

②⑫ 一切經言義十に桎、枷手曰桎、同十七、謂穿木加足曰械とあり、又玉篇に桎勅九切、桎同、廣韻に桎勅九切、桎械柎古文とあり、要するに桎は古の柎、楮で、テカセであり

械は極アシカセである。梁陳律に梃・械の規定あつたことは隋志に見える。後魏亦梃の制ありしこと、永平元年高壁の奏に見える。唐制では疏議所引の獄官令、梃長一尺六寸以上二尺以下廣三寸厚一寸とある。尙、梃械に關しては標注令義解卷十一に詳しければ今は贅言せず。

②① 大械の意、一切經音義十七、梃械、謂穿木加足曰大械曰梃とある。莊子在宥儒に今世殊死者相枕也梃楊者相推也とあり、之につき司馬彪は梃長脚械也といひ、玄英は梃楊者械也、夾脚及頸皆名梃楊と説明してゐる。

②② 北齊のこれら重罪十條の定義を明記したものはないが、唐律より推して反逆が唐の謀反即ち社稷を危する等の罪、大逆が宗廟山陵宮闕を毀つ等のもの、叛及降が謀叛即ち國に背きて僞國に従ふもの惡逆が祖父母父母を毆し且つ殺さんと謀り、伯叔父母を殺す等のことをなすもの、不道が一家三人以上を殺し、或は殘賊の行ひをなすもの不敬が大祀神御之物を盜む等のことをなすもの、不孝が祖父母父母を告訴讐謔する等のもの、不義が本屬の府主、刺史縣令等を殺す等のことをなすもの、内亂が小功以上の親を姦する等の事をなす者をさしたものであると推察してよいであらう。尤も北齊書畢義雲傳によれば、義雲の子善昭が父を殺せし疑ひありしを有司論じて大逆と云つたとある所によれば、唐代の十惡とは名と定義の上に於いて多少違つてゐた點もあつたと思はれる。

②③ 北齊八議の内容については、之を明記するものはないが六典に「魏晉宋齊梁陳後魏北齊後周及隋皆載于律」とあり北齊亦律に明記せられた制度であり歴代の通制の如く、國家に於ける特別の顯貴有功者に對する刑罰特宥の制として議親・議故・議舊・議能・議功・議貴・議勳・議賓の八を定めてゐたものと見做してよいと思ふ。

②④ 漢制の殿最の殿にして、音義に下功曰殿とあるもの。即ち令義解に謂殿者、殿其選數也、謂負者其負罪名也とある如く、罪を負へる官吏に對しその功績不良と見做し、選數を降下することである。北齊負殿の制が唐令の考課令に於ける負殿の制の藍本となつたことは申す途もない。

②⑤ 北齊武庫令衛尉寺管下に屬し甲兵及吉凶の儀禮を掌る(隋志)。

②⑥ 魏收傳に「赦令」の語見ゆるが、北齊は赦に對し(後魏に於いて「赦律」ありし如く)「赦令」なる一單行令ありしか。この金鵝を立つる事に關し、宋孝王が、武成帝即位の時、光祿大夫司馬膺之に其義を尋ねしに、「案海中有占曰天鵝星・勳當有赦・由是帝王以鵝爲候」と答へたと云ふ(御覽所引三國典略)。これによれば、北齊の此儀式は河清令制定以前からはれてゐたこと、及びその意味を知り得る。

②⑦ 北史北齊書帝紀參照。北齊書祿を妖に作る。烹は漢書刑法志に「秦大辟有鑊烹之刑」とあり、又釋名は「烹之於鑊曰烹」とあり、周及秦漢に盛行せられたること左傳史記に



見ゆ。焚亦、周禮秋官に見ゆる所、古來の慘刑である。

⑧ 例へば天統五年春二月、官刑に當るものを普く免じて官口とする詔を下してゐること（後主紀）、崔季舒誅せられ

其小男鐵室に下されしこと等は、當時北齊が依然官刑を用ひてゐた一證である。

## ナポレオン戦争とフランスの工業

豊田堯

ナポレオン戦争の徹底的究明に基いて立論せられたと云はれる「戦争論」の著者クラウゼヴィッツは、「シレンジア戦争時代に於ては戦争はなほ單に政府のみの仕事であつて、國民は唯盲目的な機械として之に参加したのに過ぎなかつた」が、「一七九三年には彼等の夢想だにせざりし大兵力が出現したのだ、戦争は突如として民家のしか

も何れも公民の以て任じてゐた所の三千萬の民衆の事業となつた。」「かくの如く民衆が戦争に参加する事となつた結果、内閣や軍隊ではなく民衆が天秤の皿の上にドツカと坐り込むことゝなつたのである。」「とはいへ革命戦争中には此の事は充分感知されず、完全に明瞭となつたわけがなく、革命軍の諸將帥ですら、不斷に終局目標に向つて糺進し、ヨーロッパの諸君主國を粉碎し去つたわけではない、ドイツ諸軍は時々之に抵抗して勝利の奔流を